

平成18年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく  
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の  
ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成 20 年 3 月

地球温暖化対策推進本部幹事会

# 目 次

1	はじめに	1
2	政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について	2
3	その他の数量を伴う目標の実績数値等について	3
4	数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について	6
5	まとめ	9

## (参考資料)

I	平成18年度における数量的目標にかかる実績数値 (本府省・地方支分部局等別、各府省別)	12
II	平成18年度における数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況	37
III	政府実行計画に係る取組に対する評価及び今後の課題 (各府省別)	46

# 平成18年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成20年3月

## 1 はじめに

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であるということにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。また、平成17年2月16日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効した。これにより、今後の地球温暖化対策における政府による率先的な取組の意義が一層高まるとともに、政府として、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められる。

特に、政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することが重要であることから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年4月9日閣議決定に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成14年7月19日閣議決定、平成17年4月28日改訂。以下「政府の実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成17年4月28日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進してきたところである。

政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標としているほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の4分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされていることから、今般、平成18年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおりとりまとめた。

なお、政府の実行計画は、平成18年度末をもってその計画を終了したが、平成19年3月30日、新たに、平成13年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を8%削減することを目標とした「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」を閣議決定し、引き続き温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

## 2 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とすることとしている。

平成18年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出の推計は、1,706,182トンCO<sub>2</sub>となった。

これは、政府の実行計画の基準年度（平成13年度）における総排出量の推計（1,994,779トンCO<sub>2</sub>）に比べ14.5%減少している。

表 1

項 目	18年度目標	単位	年度	実績数値
温室効果ガスの 総排出量	13年度比で7%削減	トンCO <sub>2</sub>	H13	1,994,779
			H14	1,926,393
			H15	1,929,191
			H16	1,977,683
			H17	1,971,101
			H18	1,706,182
			H18/13比	(14.5%減)

※ 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第396号）に定める排出係数等を用いた。

※ 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成18年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※ 基準年度（平成13年度）、平成14年度、平成15年度及び平成16年度の実績数値については、一部データにおいて修正があったため、昨年度の公表時から修正を行っている。（以下同じ。）

### 3 その他の数量を伴う目標の実績数値等について

#### 1. 総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する基準年度（平成13年度）から平成18年度の各年度における実績数値は、以下のとおり。

表2

項目	18年度目標	単位	年度	実績数値
1 公用車の燃料使用量	13年度比で概ね85%以下	G J	H13	1,065,424
			H14	1,078,911
			H15	1,075,537
			H16	1,083,428
			H17	1,080,963
			H18	1,056,417 (0.8%減)
2 用紙類の使用量	13年度比で増加させない	トン	H13	30,845
			H14	30,264
			H15	31,217
			H16	30,529
			H17	32,343
			H18	25,493 (17.4%減)
3 事務所の単位面積当たりの電気使用量	13年度比で概ね90%以下	kWh/m <sup>2</sup>	H13	113.5
			H14	111.0
			H15	115.5
			H16	119.0
			H17	120.6
			H18	110.7 (2.5%減)
4 エネルギー供給設備等における燃料使用量	13年度比で増加させない	G J	H13	6,660,323
			H14	6,556,606
			H15	6,546,351
			H16	6,483,042
			H17	6,132,153
			H18	5,325,167 (20.0%減)
5 事務所の単位面積当たりの上水使用量	13年度比で90%以下	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	H13	1.98
			H14	1.94
			H15	2.18
			H16	2.20
			H17	2.20
			H18	1.92 (3.0%減)
6 廃棄物の量	13年度比で概ね75%以下	トン	H13	101,451
			H14	92,776
			H15	80,092
			H16	70,874
			H17	70,880
			H18	64,013 (36.9%減)
可燃ごみの量	13年度比で概ね60%以下	トン	H13	65,240
			H14	57,755
			H15	56,163
			H16	49,620
			H17	50,921
			H18	45,268 (30.6%減)

※ 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成18年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※ G J（ギガ・ジュール）：G（ギガ）は10億倍の意味、J（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

## 2. 具体的措置ごとの実施状況

### (1) 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね85%以下にすることに向けて努める。

平成18年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は、1,056,417GJであり、基準年度(平成13年度)値に比べ、0.8%減少したが、目標は達成できなかった。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で13.5%減少、地方支分部局等で0.2%減少した。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、特に一般公用車については、平成17年3月末にはすべてが低公害車になっている。各府省全体の低公害車の保有状況は以下のとおりである。

(参考)各府省における低公害車の保有状況 (平成19年3月末現在) (単位:台)

府省名	電気	天然ガス	メanol	ハイブリッド	燃料電池車	低燃費車 優遇税制認定車	合計
内閣府	0	0	0	58	0	21	79
警察庁	0	4	0	5	0	107	116
宮内庁	0	17	0	8	0	7	32
金融庁	0	0	0	15	0	5	20
総務省	0	1	0	86	0	61	148
公正取引委員会	0	0	0	13	0	0	13
法務省	0	0	0	311	0	411	722
外務省	0	1	0	20	0	30	51
財務省	10	3	0	340	0	3,739	4,092
文部科学省	0	0	0	20	0	25	45
厚生労働省	0	6	0	130	0	722	858
農林水産省	0	1	0	108	0	727	836
経済産業省	0	8	0	72	2	27	109
国土交通省	4	117	0	953	0	535	1,609
環境省	4	12	0	36	2	5	59
防衛省	0	0	0	177	0	68	245
内閣官房	0	0	0	26	0	0	26
内閣法制局	0	0	0	4	0	0	4
人事院	0	0	0	17	0	1	18
会計検査院	0	0	0	15	0	0	15
合計	18	170	0	2,414	4	6,491	9,097

## (2) 用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成13年度比で平成18年度まで増加させないよう努める。

平成18年度中に使用された用紙類の使用量は、25,493トンであり、基準年度値に比べ、17.4%減少し、目標を達成した。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で37.3%減少、地方支分部局等で10.7%減少した。

## (3) 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で平成18年度までに概ね90%以下にすることに向けて努める。

平成18年度中における事務所の単位面積当たりの電気使用は、110.7kWh/m<sup>2</sup>であり、基準年度値に比べ、2.5%減少したが、目標は達成できなかった。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省2.2%増加、地方支分部局等で4.2%減少した。

## (4) エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で平成18年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成18年度中におけるエネルギー供給設備等における燃料使用量は、5,325,167GJであり、基準年度値に比べ、20.0%減少し、目標を達成した。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省39.4%増加、地方支分部局等で24.6%減少した。

## (5) 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で平成18年度までに90%以下にすることに向けて努める。

平成18年度中における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、1.92m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>であり、基準年度値に比べ、3.0%減少したが、目標は達成できなかった。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省5.8%増加、地方支分部局等で3.3%減少した。

## (6) 廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね60%以下とすることに向けて努める。

平成18年度中における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は、64,013トンであり、基準年度値に比べ、36.9%減少し、目標は達成した。また、可燃ゴミの量は、45,268トンであり、基準年度値に比べ、30.6%減少したが、目標は達成できなかった。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が44.7%減少（可燃ゴミは51.6%減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が36.2%減少（可燃ゴミは28.5%減少）した。

### 4. 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目措置について取り組みが進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置についてとりまとめた結果、各分野ごとによく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

(参考) よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について

各府省において、各項目について①よく実施されている（実施率が概ね8割以上）、②かなり実施されている（実施率が概ね5割以上8割未満）、③あまり実施されていない（実施率が概ね5割未満）、④実施されていない（実施率0%）、⑤わからない、⑥該当しない、という6つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを、基本的に人数比で加重計算し、全体の実施率が75%以上のものをよく取り組まれている項目、25%未満のものを取組が遅れている項目として整理した。

## (1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

### よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇再生材料から作られた物品（文具類、制服・作業服等）の使用
- ◇不要不急のタクシー利用の抑制
- ◇タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行
- ◇机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際の修繕、再使用
- ◇エネルギー供給設備の適正な運転管理
- ◇詰め替え可能な洗剤、文具等の使用
- ◇庁舎から排出される生ごみ等について、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理の実施等
- ◇自転車の共同利用の推進

- ◇電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備
- ◇環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの情報を活用し、環境物品等を優先的に調達
- ◇HFC代替製品等の機器の導入
- ◇待機時のエンジン停止
- ◇笑気ガス漏出防止の推進
- ◇エアゾール製品を使用する場合には、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底
- ◇公用車の利用効率化

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇ETC車載器の設置
- ◇公用車の削減
- ◇用紙使用量の適切な把握
- ◇各種報告書の規格の統一化

#### 取組が遅れている項目

(特に地方支分部局で取組が遅れている項目)

- ◆ノーカーデーの設置
- ◆来庁者に対して低公害車の優先利用等の呼びかけ

## (2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

#### よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）
- ◇建設業者による建設廃棄物等の適正処理の発注者としての確認

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇給水利用装置等末端での感知式洗浄弁等の設置
- ◇休閑地の緑化等適正な維持管理の実施
- ◇省エネルギー型の照明機器の設置
- ◇空調自動制御の導入
- ◇HFCを使用しない建設資材の利用促進
- ◇屋外照明器具の設置に際し上方光束の小さい照明機器を選定
- ◇既存の建築物におけるグリーン診断の実施

#### 取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- ◆排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底
- ◆太陽熱利用等を活用した設備の導入、風力発電設備の導入、燃料電池導入  
コージェネレーションシステム、地域熱利用等のエネルギー使用の合理化

- が図られる設備の導入
- ◆ESCO事業の導入

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆建築物の外壁面、屋上等の緑化
- ◆排水の適切な再利用が可能な場合、排水再利用設備の導入
- ◆太陽光発電システムの設置
- ◆電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入

### (3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- ◇夏期、執務室での軽装の励行
- ◇廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される合の適正な処理
- ◇コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用
- ◇冷暖房中の窓、出入口の開放禁止の徹底
- ◇物品の在庫管理の徹底、期限切れ廃棄等の防止
- ◇夜間における照明を業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外での消灯の徹底
- ◇事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底
- ◇昼休みの消灯の実施
- ◇OA機器、家電製品及び照明について、適正規模のものの導入・更新省エネルギー型機器への交換、スイッチの適正管理等によるエネルギー使用量の抑制
- ◇執務室内に十分な数の分別回収ボックスの配置
- ◇トイレ、廊下、階段等での自然光の活用

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- ◇エレベーターの間引き運転
- ◇トイレ流水温発生器の設置
- ◇節水コマの取り付け、必要に応じ、水道水圧の低め設定
- ◇使い捨て製品の使用や購入の抑制
- ◇シュレッダーの使用は秘密文書廃棄の場合のみに制限

#### 取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- ◆CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の活用

(特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆簡単な手法でのトイレ洗浄水の節水の実施
- ◆食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用

#### (4) 職員に対する研修等

##### 取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- ◆職員が参加できる地球温暖化対策に関する情報提供

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- ◆地球温暖化対策に関する研修の計画的な推進
- ◆地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるための便宜供与
- ◆国が主唱する環境関係の諸行事で地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加への便宜供与
- ◆希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的な参加が進められるよう、休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等の必要な便宜供与

#### 5. まとめ

- 「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、公用車の燃料用量については、本府省及び地方支分部局のいずれにおいても目標を達成することができなかった。特に地方支分部局においては公用車の燃料使用量及び用紙類の使用量ともに基準年度より増加している。

数量目標を含まない措置については、再生材料から作られた物品の使用、自転車の共同利用の推進など、全般的によく取り組まれているが、地方支分部局におけるノーカーデーの設置等で取組が遅れている。

- 「建築物の建築、管理に当たっての配慮」については、事務所の単位面積当たりの電力使用量が、対前年度では8.5%の削減を果たしたが、目標を達成するには至らなかった。特に本府省の電力使用量は、基準年を3.9%上回っている。

数量目標を含まない措置については、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理等、また、本府省においては、給水利用装置等末端での感知式洗浄弁等の設置、休閑地の緑化等適正な維持管理、省エネルギー型の照明機器の設置等についてもよく取り組まれている。しかしながら、本府省、地方支分部局等共に、太陽熱利用設備の導入等の取組が進んでいないほか、地方支分部局において建築物の外壁面、屋上の緑化、排水再利用設備の導入等の取組が遅れている。

- 「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、廃棄物の量は、本府省、地方支分部局等共に削減し、目標を達成したが、可燃ゴミの量については、地方支分部局において達成することができなかった。

数量目標を含まない措置については、夏期、執務室での軽装の励行、廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される合の適正な処理、コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再利用等は、本府省・地方支分部局等共によく取り組まれている。本府省では、エ

レベーターの間引き運転、トイレ流水温発生器の設置等にもよく取り組まれているが、地方支分部局等において、簡単な手法でのトイレ洗浄水の節水の実施、食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用等の取組が遅れている。

- 「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に取組が進んでいない。
  
- 温室効果ガスの総排出量については、電気使用に伴う排出量が増加したものの、エネルギー供給設備の適切な管理等により、エネルギー供給設備等における燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量等は減少し、全体としては、7%削減目標を大きく上回る14.5%を削減し目標を達成することができた。

## 各府省別の温室効果ガス排出量とその要因分析

省庁名	H13 (トンCO2/年)	H18 (トンCO2/年)	増減	増減率	増減の内訳						
					公用車	電 気	施設のエ ネルギー 使用			その他	
							電気使用量	(うち床面積)	原単位 変化		
%	%	%	%	%	%						
内閣府	9,374	9,480	105	1.1%	-2.2%	9.5%	8.2%	(9.7%)	1.3%	-7.0%	0.9%
警察庁	32,549	29,926	-2,623	-8.1%	-0.1%	-3.7%	-4.4%	(1.1%)	0.7%	-4.2%	0.0%
宮内庁	8,487	7,538	-949	-11.2%	-0.5%	-3.7%	-3.7%	(1.0%)	0.0%	-4.3%	-2.7%
金融庁	1,224	1,500	275	22.5%	2.4%	24.7%	21.3%	(43.6%)	3.4%	-4.6%	0.0%
総務省	14,320	12,961	-1,359	-9.5%	-0.2%	-2.9%	-3.5%	(14.4%)	0.6%	-6.8%	0.4%
公取委	1,247	1,431	184	14.8%	-0.6%	16.4%	12.8%	-(7.7%)	3.6%	-1.1%	0.0%
法務省	328,142	303,903	-24,239	-7.4%	0.1%	2.6%	2.6%	(4.6%)	0.0%	-9.5%	-0.6%
外務省	7,157	6,621	-535	-7.5%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	(35.6%)	0.0%	-5.0%	0.0%
財務省	131,999	119,986	-12,013	-9.1%	0.8%	-0.5%	-2.3%	(5.1%)	1.8%	-9.1%	-0.3%
文科省	5,430	4,895	-535	-9.9%	-0.6%	5.7%	1.4%	-(14.4%)	4.3%	-14.9%	0.0%
厚労省	116,074	113,966	-2,107	-1.8%	0.6%	5.4%	6.7%	(2.6%)	-1.3%	-7.6%	-0.2%
農水省	144,159	129,611	-14,548	-10.1%	-1.0%	-2.7%	-3.3%	-(5.8%)	0.6%	-6.8%	0.4%
経産省	25,556	20,440	-5,116	-20.0%	-0.1%	-11.5%	-5.1%	(6.5%)	-6.5%	-8.4%	0.0%
国交省	1,041,573	827,505	-214,068	-20.6%	-0.1%	1.1%	1.0%	(1.4%)	0.0%	-1.5%	-20.0%
環境省	6,694	6,043	-651	-9.7%	1.1%	-7.0%	-11.4%	(17.5%)	4.4%	-3.8%	-0.1%
防衛省	115,765	93,722	-22,043	-19.0%	-0.2%	-5.1%	-5.9%	(1.0%)	0.8%	-9.6%	-4.2%
内閣官房	1,837	14,248	12,411	675.5%	-0.3%	639.7%	628.3%	(302.3%)	11.5%	36.1%	0.0%
内閣法制	309	310	1	0.3%	-3.2%	10.0%	8.0%	(5.5%)	2.0%	-6.8%	0.0%
人事院	1,718	1,513	-205	-11.9%	-0.4%	6.1%	3.3%	(0.1%)	2.7%	-17.6%	0.0%
会計検査	1,165	583	-581	-50.0%	-2.2%	-21.5%	-21.5%	-(7.5%)	0.0%	-26.3%	0.1%
合計	1,994,779	1,706,182	-288,597	-14.5%	-0.1%	1.2%	1.0%	(1.9%)	0.1%	-4.8%	-10.8%

(注1)「〇%」とあるのは、13年度の各府省の総排出量からの増減比率。

(注2)電気の使用に伴うCO2排出量の算出に当たっては、一般には機械的に一般電気事業者 0.378kg-CO2/kWh、その他電気事業者 実測等による原単位、これを把握していない場合には0.602kg-CO2/kWhの原単位を用いている。

(注3)内閣官房の大幅な排出増は、H14年度の内閣衛星情報センター等の運用開始等によるもの。